

## もんじゅ訴訟とは

「もんじゅ」は動力炉・核燃料開発事業団が、福井県敦賀市白木地区に建設・運転しようとしている高速増殖炉原型炉（電気出力二八万キロワット）である。高速増殖炉は高速中性子による核分裂の連鎖反応によって生ずるエネルギーを利用して発電しながら、高速中性子を炉心周囲にブランケット燃料として装荷されたウラン二三八に吸収させてプルトニウム二三九を生産する炉であるとされている。

もんじゅの建設が明らかにされたのは

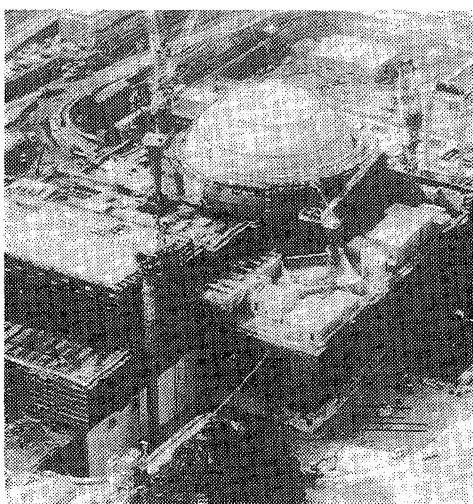
一九七五年のことである。八二年七月には公開ヒアリングが強行され、八三年五

月には原子炉設置許可処分が下された。住民団体（原発反対福井県民会議）がもんじゅ差止めの訴訟を決意したのは八四

年八月のことであり、取消訴訟の提起期間に既に経過していた。提訴の相談を受けてからどのような類型の訴訟を提起するか、弁護団と原告団で討議を行なった結果、裁判は民事訴訟としての差止め訴訟と行政訴訟としての無効確認訴訟を併合して提起することになった。提訴は八五年九月となつたが八五年一〇月には建設工事が強行開始された。八九年七月現在で工事全体の約七〇%が完成してお

り、九二年度には臨界を目指すとされている。

毎日新聞社提供



## 高速増殖炉「もんじゅ」控訴審判決の意味

●緊急レポート●

## もんじゅ訴訟弁護団

### 中止に向かう世界の高速炉開発

使用している。炉心の冷却材に沸騰などの理由で泡（ボイド）が発生した場合、軽水炉では反応度が低減していく傾向がある（ボイド反応度が負であるという）。が、高速増殖炉では、ボイド反応度が正であり、炉自体の自己制御性がなく、 Chernobyl原発事故のような出力暴走事故の危険性が高いのである。炉心に大量に蓄積される猛毒物質プルトニウムの潜在的危険性、冷却材にナトリウムを用いることからの技術的困難性にも大きなものがある。また「もんじゅ」については立地点付近の断層の存在の問題もある。

### 無効確認訴訟を提起した理由

我々が、動燃事業団を相手方とする、人格権・環境権に基づく差止め訴訟以外に、内閣総理大臣を相手方とする原子炉設置許可処分の無効確認訴訟を提起したのは、二つの理由からである。

一つは、国（実質的には科学技術庁、原子力安全委員会）の行なった安全審査

### 高速増殖炉の危険性

高速増殖炉「もんじゅ」は大変危険な炉である。炉心の出力密度が軽水炉に比べて非常に高い。しかも原子炉の運転を安定的に行なうためには、中性子の量をコントロールする必要があるが、運転中の割合が少なく、炉のコントロールがむずかしい。また、高速増殖炉では、一般に炉心の冷却材に液体ナトリウムを

かの民事訴訟不適法論（行政訴訟でいくべきだ）が被告側から主張されるのではないかという危惧があつたこと、である（今のところ、民事訴訟について、このような本案前の抗弁は出されていない）。設置許可処分の無効確認訴訟を提起したのは、二つの理由からである。

一つは、國（実質的には科学技術庁、原子力安全委員会）の行なった安全審査

結果、裁判は民事訴訟としての差止め訴訟と行政訴訟としての無効確認訴訟を併合して提起することになった。提訴は八五年九月となつたが八五年一〇月には建設工事が強行開始された。八九年七月現在で工事全体の約七〇%が完成してお

り、九二年度には臨界を目指すとされている。

根本的に再検討される必要がある。

## 一審の経過と一審判決の内容

前述のように、「もんじゅ訴訟」は民事訴訟と行政訴訟を併合して提起したのであるが、八七年二月二〇日の第四回頭弁論で、裁判所は、突然、二つの訴訟を分離して、行政訴訟の結審を宣言した。同年一二月二五日には、行政訴訟について、原告ら住民には、行政事件訴訟法三六条に定める原告適格がない、として却下の門前払い判決が下された。

行政事件訴訟法三六条に定める原告適格については、次のような要件と要件相互通の関係が問題となる。

I 「後続処分により損害を受けるおそれのある者」（積極要件その1）  
II 「右以外で法律上の利益を有する者」（積極要件その2）  
III 「現在の法律関係に関する訴えで目的を達することができない（補充性の要件）」  
IV 「（積極要件その1）に該当する場合にも補充性の要件をみたす」ことが必要か」

結論的にいって、一審判決は、IIの要件については、他の取消訴訟の判決と同様に肯定したもの、I、III、IVの各要件については、原告らの主張をことごとく排斥し、原告らの原告適格を否定したのである。

## 控訴審の経過

控訴審での争点は、行政事件訴訟法三六条に関する一審の判断の当否の点である。判決言渡までに六回の口頭弁論が開かれたが、控訴審の審理に大きな影響を与えたのが、二つの判例評決であった。高木光「抗告訴訟と民事差止訴訟の関係」（シリリスト九〇五号）と阿部泰隆「行政処分無効確認訴訟の原告適格、

すなわち、ますIの要件については、原子炉設置許可処分には「設計及び工事方法の認可」「使用前検査・合格」「保安規定の認可」などの後続処分が存在するが、これらの処分による原告らの損害を論する余地はなく、「後続処分により損害を受けるおそれのある者」にはあたらなかったとした。

また、IIIの要件については、「現在の法律関係に関する訴え」は処分の有効・無効を争点とする争点訴訟に限らず、民事差止訴訟も紛争解決のため、有効かつ適切な手段であるから、これに該当する。したがつて補充性の要件も満たさないとした。

さらに、各要件の関係についても、Iの要件を満たすものについてもIIIの要件を満たす必要があるとし、この点について必要ないと判示している最高裁昭和五一年四月二七日判決は本件には適当でないとした。

## 控訴審判決の内容

去る七月一九日に下された控訴審判決は、まず、前記IIIの補充性の要件について、民事差止訴訟は、人格権の侵害理由に、原子炉の建設差止めを求めるものであり、原子炉設置許可処分の「無効を前提とする訴訟」とはいえないから、本件訴訟は補充性の要件を満たしていると

## 控訴審判決の評価

今回の判決は、理論的には、判例・通説に沿つたもので、特段目新しい点はない。しかし、取消訴訟提起の機会を失つた原子炉についても、行政訴訟で国の安全審査の当否を裁判で問うことがはじめに認められた点で、大きく評価できる。

住民の範囲を二〇キロ以内に制限した点については、当日の新聞の解説などでも「説得力がない」とされていたが、科学的根拠もなく、理解に苦しむものである。現実に、半径一〇キロ圏より外には住民の避難計画がないこと、重大事故でも公表が遅れ常に避難は遅れがちであること、破滅的事故で周辺数百ヶ所が汚染された場合には、日本の狭い国土で避難など不可能であることなど、この判断の矛盾はいくつとも指摘できる。（文責・海渡雄二）

無効確認訴訟と民事差止訴訟」（判例タームズ六六三号）がそれである。二つの評決は、角度は異なるものの、一審判決の問題点を極めて明確に指摘していた。

このような評決ももとに、控訴人（一審原告）は準備書面を提出していくが、これに対する国の答弁において、民事差止訴訟が一定の場合には争点訴訟となるという全く新しい主張を展開してきた。これは、一審の「現在の法律関係に関する訴え」は争点訴訟に限らないとの判断が、最高裁判例（昭和四五年一月六日）にも反し、学界の定説にも反することから、その維持が難しいとの判断に基づくものであつたと考えられ、この段階で一審判決の破棄は必至であるとは、判決は判断をしていない。

今回の判決は、理論的には、判例・通説に沿つたもので、特段目新しい点はない。しかし、取消訴訟提起の機会を失つた原子炉についても、行政訴訟で国の安全審査の当否を裁判で問うことがはじめに認められた点で、大きく評価できる。

住民の範囲を二〇キロ以内に制限した点については、当日の新聞の解説などでも「説得力がない」とされていたが、科学的根拠もなく、理解に苦しむものである。現実に、半径一〇キロ圏より外には住民の避難計画がないこと、重大事故でも公表が遅れ常に避難は遅れがちであること、破滅的事故で周辺数百ヶ所が汚染された場合には、日本の狭い国土で避難など不可能であることなど、この判断の矛盾はいくつとも指摘できる。（文責・海渡雄二）